



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

ご挨拶

静岡県弁護士会 会長 白井 正人



このたび、2020(令和2)年4月1日付で、静岡県弁護士会の会長に就任致しました。任期は1年となります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、本年4月1日と言えば、120年ぶりの大改正と言われた民法(債権法)改正が施行(実際に使われるようになること)されました。また、約40年ぶりの大改正と言われた民法(相続法)改正は、その多くが昨年7月1日に施行されましたが、「配偶者居住権」(遺産分割時に亡くなった方の配偶者の居住権を保護する制度)についてはやはり本年4月1日に施行となりました。さらに、民事執行法(民法などが定める権利を具体的に実現する手続を定めた法律)も昨年改正され、本年4月1日から施行されました。というわけで、多くの法律が変わり、具体的な法律関係や権利の実現方法が変わる可能性があります。例えば、損害賠償の請求金額が変わるかもしれません。遺産分割のやり方が変わるかもしれません。これまで見付からなかった債務者の財産が見付かるかもしれません。

そこで、弁護士による法律相談をお勧めします。約500名を数える静岡県弁護士会の弁護士は、県や市町、法律相談を担当したり、法テラスの法律相談を担当したりしております。また、静岡県弁護士会の静岡支部、浜松支部及び沼津支部でも、随時、法律相談を受け付けております。

法律相談を担当していると、こんな(些細な)ことを相談してもいいのかと心配されている方がいます。心に秘めたことを相談

しているうちに気持ち整理されていく方もいます。遠方の親族からの相談事を本人の代わりに相談に来る方もいます。

法律問題のストレスで感情のバランスを崩している人もいます。他の弁護士に依頼している案件についてセカンドオピニオンを求める方もいます。

インターネットには法律情報があふれていますが、更新されない古い情報や余り良質とは言えない情報もたくさんあります。効能書をどれほど読み込んでもそれだけで治療ができるわけではありません。膨大な法律情報のうち、何が相談者に当てはまるか、何が相談者にとって最も適切かを見極めるのは、法律専門家としての弁護士が日常的に行っていることです。

大切なことは、法律問題について悩みを抱えた方が、最も身近な場所で気軽に法律相談を受けることができ、それによって僅かでも悩みが軽減されるようになることだと思います。是非、最も利用しやすい法律相談窓口を静岡県弁護士会にお尋ね下さい(パンフレットやホームページの記載もご参照下さい)。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法律相談の実施方法について一部変更がございます。ご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



子どもの育ちを守る ための「養育費」

静岡県弁護士会 両性の平等に関する委員会委員 丹羽聡子

1 養育費を巡る問題

インターネットで「養育費」と検索しようとすると、「養育費 算定表」、「養育費 相場」、「養育費 いつまで」、「養育費 払わない」等といった検索ワードの候補が表示されます。これは、多くの人が検索したものを自動的に候補として表示する機能によるものです。これら検索ワード候補からすると、多くの人が養育費の「金額」や「支払うべき期間」について疑問をもち、また、養育費が支払われないに悩んでいることがうかがえます。

残念ながら、他の先進国に比べると日本の子どもに対する公的支援は十分とはいえず、ひとり親家庭の相対的貧困率は高く、特に母子家庭では母親の89%が働いているにもかかわらず、相対的貧困率が50%を超えているとの調査結果があります。

子どもの健やかな育ちを支えるためには、公的支援の拡充や賃金の引上げも大切ですが、何らかの事情で子どもとは別居し、別の生計で生活をしている親（「非監護親」といいます）からの経済的な支えも重要です。しかし、2016年に行われた調査によれば、養育費を継続的に受け取っているひとり親は、母子世帯で約24%、父子世帯では3%程度しかいません。子どもの生活を守るためには、養育費が支払われない状況を改善し、同時にその金額も子どもの生活を支えるために十分かどうか、検討する必要があります。

2 養育費の定め方

民法は、父母が離婚するときに「子の監護に要する費用」すなわち「養育費」を協議により定め、協議が調わないとき又は協議することができないときは家庭裁判所が定めると規定しています。そして、その金額を定めるにあたっては、子どもが非監護親と同じ程度の生活を保持できるように考慮すべきと考えられています。この養育費の支払義務は、子が経済的に自立したような場合を別として、原則、子が成人するまで続きます。なお、2022年4月1日に成人年齢が18歳に引き下げられますが、成人年齢が変わっても子どもの生活状況が大きく変化するわけではありませんから、非監護親は、成人年齢引下げ後も子が20歳になるまでは養育費の支払義務を負うものと考えられています。

3 養育費「算定表」

ところで、同じ程度の生活と言っても実際の生活にはいろいろな事情がからんできますし、収入を得るために必要な経費等もあります。このような個別の事情を汲んで適切な養育費の金額を定めることは、時間のかかる、大変な作業になります。他方、養育費は子どもの生活のために重要なものですから、迅速に決定する必要があります。

そこで、2003年、東京と大阪の家庭裁判所の裁判官による東京・大阪養育費等研究会は、養育費を迅速かつ公平に算定し、また、金額を予測しやすくすること等を目的として、簡易算

定方式・算定表を提案しました。簡易算定表は、当事者の収入から一般的に推測される税金や保険料、働くための経費等を一定の割合で控除して計算された金額を表にしたもので、一般に「算定表」と呼ばれ、広く利用されてきました。

しかし、公表から時が経ち、算定表では個別の事情が考慮されにくいこと、収入から控除される金額は妥当か、子の生活保障のためには金額が低いのではないかと、といった疑問や批判もみられるようになりました。そこで、日本弁護士連合会では、養育費について研究・検討を重ね、2016年11月に新しい基準を公表しました。その後、最高裁判所の研修機関である司法研修所は、2019年12月に税制や保険料の変更、最低生活費の変化を考慮した改訂標準算定方式・算定表を公表しました。現在はこの改訂標準算定方式・算定表が広く利用されています。

4 養育費の支払確保に向けた取組

この改訂標準算定方式・算定表では、養育費はこれまでより高額になることが多くなります。しかし、いくら養育費を迅速に定めることができるようになり、金額が増加しようとも、実際に支払われなければ意味がありません。

養育費の支払を確保するため、養育費を支払わない非監護親の給与や財産の差押えを容易にする法改正がいくつか行われてきました。

しかし、諸外国には国による養育費の立替払いや取立て援助制度があることと比べると、兵庫県明石市が独自の立替払い制度を導入していますが、日本の養育費不払い問題解消への取組はいまだ不十分と言わざるを得ません。

5 悩んだら相談を

静岡県でも積極的な取組を期待したいところですが、まだ制度はありませんので、養育費の不払い問題にお悩みの場合には、まずはひとり

親の支援団体や弁護士会の法律相談等で御相談頂ければと思います。

また、矛盾するようですが、養育費の支払に様々な事情から困難を感じている非監護親の方にも法律相談を利用して頂ければと思います。養育費不払い問題の裏には、収入が減少して約束した金額の支払が困難になってしまった、ほかに扶養すべき家族ができた、子と会えない辛さ等、複雑な事情が存在していることがよくあります。家族にかかわる問題は一人で悩んでしまいがちですが、適切な手続により解決できることも少なくないのです。

養育費不払いの期間が長引けば長引くほど、監護親と非監護親の対立は大きくなり、その結果、子どもの生活に悪い影響が生じかねません。また、これまで養育費が問題となる多くの場合は離婚でしたが、未婚、再婚、養子縁組、家族が異なる国籍を有する、居住地が違う国である等、家族・親子関係が多様化するにつれ、養育費の問題も様々な事情を考慮する必要が生じます。

さらに近年は、大きな自然災害や新型コロナウイルス等の影響によって生活環境、経済事情が悪化し、これに比例してDVや虐待等が増加していることが報告されており、養育費に関連する問題の増加が懸念されます。

静岡県弁護士会では法律相談（原則 30 分 5500 円（税込）・事前申込制）のほか、電話で相談できるホームローヤー制度もあります。

養育費は子どもの成長に欠かせない大切なものです。問題の早期解決のためには是非、弁護士会の法律相談を御利用ください。



各種法律相談のご紹介

2020.7.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時

静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 **無料**

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談時間 60分まで

■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 **初回無料**

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を

決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) **無料**

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。
※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせください。

クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 **初回無料**

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。
資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、

土日・祝日、時間外は、留守番電話に

よる受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848